

△国際学会報告▽

第一二回国際社会学会議及び 法社会学研究会に参加して

松浦千誉

一九九〇年七月九日から一三日まで、「一つの世界のための社会学」統一と多様性」のスローガンのもとに、第一二回国際社会学会議 (World Congress of Sociology) が、マドリッドで開催された。四年毎に開かれる大会とあって、名誉会長、カルロス・スペイン国王出席の下に国際会議場で盛大な開会式が行なわれた。

実際、会議は、シンポジウム六、リサーチ・コミッテイ四二、ワーキング・グループ八、テーマ・グループ五、アドホック・セッション二〇に加えて、他の団体によるスペシャル・セッションもあり、ペーパーは四五〇以上にのぼった。日本からも五〇名近い参加者があった。

家族研究のメインは、第六リサーチ・コミッテイであった。そのプログラムは以下のとおりである。

第一セッション 西欧における家族社会学

第二セッション 第三世界における家族社会学

第三セッション 仕事と家族 性役割の変化

第四セッション フリーペーパー

第五セッション 同棲、新しい家族の型

第六セッション 家族社会指標

第七セッション 家族政策

第八セッション 家族研究における理論

さらに、第三四リサーチ・コミッテイ「青年社会学」とのジョイント・セッションがあり、「家族における政治的社会化」がテーマだった。

この他、第一リサーチ・コミッテイ「老年社会学」の第六セッションで、「老年、家族及び家族内関係」が取扱われ、第三リサーチ・コミッテイ「社会における女性」では、九つのセッションに加えて七つのジョイント・セッションがあった。

各セッションは、ほぼ三時間で、七、八本の報告がなされ、マドリッド大学コンプルテンス構内で行なわれた。発表者、テーマ、座長等については、国際社会学会議スペイン組織委員会編の

プログラムを、報告の概略については、国際社会学会発行の *Sociological Abstracts* 1990, Suppl. No. 160 (38/6) を参照された。

この大きな学会の後、一六日から一八日にかけて、オニヤーティ国際社会学研究所で、マドリッド大会の第二リサーチ・コミッティ「法社会学」のメンバーを中心に約百名が参加して、法社会学研究会が持たれた。ここでは、一〇人から二〇人の小グループで、提出されたペーパーについてのディスカッションを主体とした七つのワークショップが開かれた。

わたくしが参加した「男女平等の実効性」のグループには、スペイン、アメリカ、南アフリカ、ソ連、英国、オランダ、ハンガリー、ブラジル等から一二のレポートが提出されていた。

座長のリオ・デ・ジャネイロ・カトリック大学の F. TABAK 教授の下で、四回、のべ一四時間、なにが男女平等を妨げているか、それを克服する手段はなにかといった視点で、各国の男女不平等現象の認識を深めた。

一口に不平等現象といっても、国や文化の相異から、各国ごとにかなりの独自性があり、その解釈方法も様々であるが、その根底に平等法の役割が存在し、それを法規の上だけの平等に終らせずに、実質的な事実上の平等をも実現するように働きかけるべきであるというライト・モチーフで一致した。

そのための手段として、家族の再構築、男女役割分担の再検討等に加えて、女性裁判官、政治家等の増加のためにクオーターンシステムの実現等の積極行動—アフマティブアクション—を続け

ていく必要性が確認された。

時間と言葉の関係で参加できなかったが、「家族紛争」のワークショップもあった。フランスの J. Commaille 教授が座長で、「司法秩序と社会・政治秩序」、「家族分野における裁判化又は非裁判化」、「パターナリズムとガリズム」コモンロー家族システムと大陸法のそれとの比較、「国際的視野での家族紛争と調停」等のペーパーが提出されていた。

x x x

以上、一九九〇年七月に開催された二つの社会学関係の会における家族、女性問題について、その一端を紹介するにとどまることが、最後に、言葉の問題についてふれておきたい。

正直なところ、英語圏の人々がイニシヤチブをとると細部にわたって理解できなくなることもあったが、非英語圏（特にラテン系）の人々にとっても私と同じような障害があることを知り意を強くした。世界は英語（英語文化）だけではなく他の言葉—スペイン語やフランス語等も、かなり使われているのである。しかし、それゆえに、各国の人びとが歴史的、文化的背景を持たない、「共通理解語」としての英語の重要性も、さらに強く感じたのであった。

(拓殖大学・家族法、イタリア法)